

2020/5/29 発信

【新型コロナウイルス感染症対策】緊急事態宣言の解除を受けた外出サービスの取扱いについて

訪問系サービス事業者

移動支援サービス事業者 管理者 各位

平素より、お世話になっております。

横浜市健康福祉局障害自立支援課でございます。

ご承知のとおり、5月25日に緊急事態宣言が解除されました。

これに関して2点お知らせいたします。

1点目ですが、移動支援事業の制度の運用についてです。

本市では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う制度の柔軟な運用の通知をこれまでに2つ差し上げています。

* 5/7 付通知（居宅等での支援について）・5/15 付通知（買い物代行等について）

横浜市ホームページの「事業者向け情報」に掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/default2020.html>

このたび、解除の宣言がされましたが、これらの通知の運用については、当面の間（本市が運用停止を通知するまで）継続といたします。

2点目ですが、外出自体についてです。

緊急事態宣言は解除されましたが、神奈川県を含む特定警戒都道府県については、引き続き外出自粛の協力要請を行うこととされており、今後も外出自粛や延期等を考えていただく必要があります。（但し、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出自粛の対象外：「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（R2/5/25 変更）」より）

その一方で、緊急事態宣言解除に伴い、利用者の方の外出支援のニーズが高まっていくことも想定されます。

生活や健康の維持のために必要なもの以外の外出につきましては、利用者それぞれのご事情やそのときどきの感染拡大状況等もご考慮いただいた上で、実施の必要性や実施内容を利用者の方とご調整ください。

なお、サービス提供時には、国が公表した「新しい生活様式」の実践例等を参考に、いわゆる「3密」を避ける、マスク着用や手指消毒を励行するなど、これまで同様の感染対策の徹底や呼びかけをお願いいたします。

*「新しい生活様式」の実践例 [厚生労働省ホームページ]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

*「移行期間における都道府県の対応について」(R2/5/25 付通知) [内閣官房ホームページ]

<https://corona.go.jp>

引き続き感染予防・拡大防止にご協力をいただきますようお願いいたします。

* * * * *

横浜市健康福祉局障害自立支援課 TEL 045-671-2402 (居宅)

045-671-2401 (移動)

FAX 045-671-3566